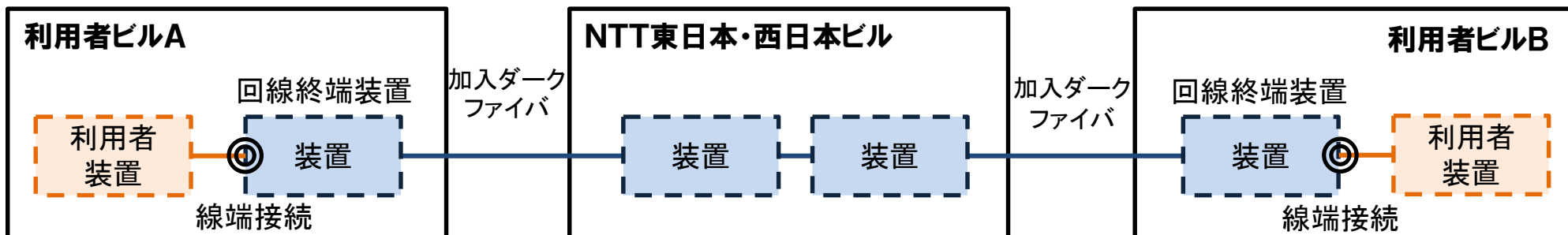


**東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の
変更の認可申請に関する説明
(広帯域伝送サービスに係る改定)**

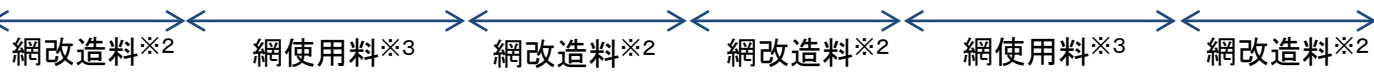
令和元年9月

NTT東日本・西日本において、利用者のデータセンター間等をつなぐサービスを新たに開始するに当たり、接続約款を変更するもの。

<構成例※1>



<料金>



- ※1 NTT東日本・西日本と利用者との接続箇所は、両者のビル内を想定。
- ※2 光回線設備に係る拠点間通信機能【新設の網改造料】
- ※3 端末回線伝送機能第6欄ア欄(光信号端末回線・シングルスター方式)【既存の網使用料】

接続約款規定箇所	概要
第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)第1項	端末回線線端で接続する場合、契約約款の料金を準用しているが、装置部分は網改造料として設定していることから、契約約款の料金準用の対象外。
料金表 第1表 接続料金 網使用料 1適用 第8欄	回線終端装置(端末回線の終端にNTT東日本・西日本が設置する装置)を利用する場合、端末回線伝送機能の料金額に回線終端装置の部分の料金額を加えた額を適用しているが、回線終端装置部分は網改造料として設定していることから、適用の対象外。
料金表 第1表 接続料金 網改造料 1適用 第6欄【新設】	伝送装置等の網改造料について、光信号端末回線に係る料金と組み合わせて適用。(利用区間により、光信号中継回線も組み合わせて適用する場合あり。)
料金表 第1表 接続料金 網改造料 1-1 網改造料の対象となる機能(東)第69欄(西)第68欄【新設】	2拠点間に構築・設置する伝送装置等について、新たに網改造料(光回線設備に係る拠点間通信機能)として設定。